

平成 23 年 3 月 25 日

平成 23 年中津川市議会（3 月定例会）議員提出議案について

平成 23 年中津川市議会（3 月定例会）最終日の本会議において、議員提出議案が別紙のとおり上程されますのでお知らせします。

■ 件名

TPP への参加に慎重な対応を求める意見書について
中津川市各種委員等給与条例の一部改正について
中津川市議会委員会条例の一部改正について

■ 上程日

平成 23 年 3 月 28 日（月曜日）

お問い合わせ先

議会事務局 庶務課 担当者：伊藤和通

電話：0573-66-1111（内線 503） E-mail:gikai@city.nakatsugawa.lg.jp

議第42号

TPPへの参加に慎重な対応を求める意見書について

TPPへの参加に慎重な対応を求める意見書を提出するため、次のとおり決議する。

平成23年3月28日提出

提出者	中津川市議会議員	今井	誠
賛成者	中津川市議会議員	吉村	俊廣
賛成者	中津川市議会議員	楯	公夫
賛成者	中津川市議会議員	佐藤	光司
賛成者	中津川市議会議員	島田	千寿
賛成者	中津川市議会議員	鷹見	憲三
賛成者	中津川市議会議員	鈴木	清貴
賛成者	中津川市議会議員	深谷	勲

ＴＰＰへの参加に慎重な対応を求める意見書

世界的な貿易自由化の潮流を背景に、政府はＴＰＰについて「関係国との協議を開始する」と明記した「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定し、「国内の環境整備を進めるとともに、関係国との協議を始めていく」と表明したところである。

そのため国は「食と農林漁業の再生推進本部」を設置し、貿易自由化と農業再生を両立すべく、持続可能な力強い農業を育てるための基本方針を本年６月までに決定し、そのための財源を含む中長期的な行動計画を同年１０月までに策定することとしている。

しかし、仮に具体的でかつ実効性のある行動計画が示されることなく、米国、豪州等農業大国と並んでＴＰＰに参加し農産物の関税が撤廃された場合、海外から安い農産物が大量に流入し、農林水産省の試算によると、主要農産物の生産額は約４兆円減少するなど大打撃を受け、食料自給率は４０％から１４％に低下するとしている。

これにより我が国の食料安全保障は重大な危機に瀕し、農業により維持されてきた豊かな自然環境や国土保全機能等の多面的な役割が喪失する事態が懸念されるとともに、農業は生産資材や農業機械等製造業、食品加工、運輸、観光など広範囲な産業と結びついており、地域経済にも深刻な打撃を与え、雇用への影響は甚大であると危惧される。

このように国内農業、ひいては地域経済に影響を及ぼすＴＰＰについては、自由貿易の拡大により多くの恩恵をもたらすという意見もあるが、国内農業を自由化の波から守るための環境整備が十分に実施される必要がある。

よって、国において次の事項について適切に対応するよう強く求める。

記

国内農業を守るための方策が整備できていない段階において、拙速な判断によってＴＰＰに参加を決定しないこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２３年３月２８日

中 津 川 市 議 会

議第43号

中津川市各種委員等給与条例の一部改正について

中津川市各種委員等給与条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成23年3月28日提出

提出者	中津川市議会議員	今井 誠
賛成者	中津川市議会議員	吉村 俊廣
賛成者	中津川市議会議員	楯 公夫
賛成者	中津川市議会議員	可知いさむ
賛成者	中津川市議会議員	佐藤 光司
賛成者	中津川市議会議員	島田 千寿
賛成者	中津川市議会議員	鷹見 憲三
賛成者	中津川市議会議員	鈴木 清貴
賛成者	中津川市議会議員	深谷 勲

中津川市各種委員等給与条例の一部を改正する条例

中津川市各種委員等給与条例（昭和32年中津川市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 3 本市の市議会議員が前条第2号の職を兼ねる場合においては、当該兼ねる職として受けるべき報酬は支給しない。ただし、他の法令等に別段の定めがある場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

議第 4 4 号

中津川市議会委員会条例の一部改正について

中津川市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 3 年 3 月 2 8 日提出

提出者	中津川市議会議員	今井 誠
賛成者	中津川市議会議員	吉村 俊廣
賛成者	中津川市議会議員	楯 公夫
賛成者	中津川市議会議員	可知いさむ
賛成者	中津川市議会議員	佐藤 光司
賛成者	中津川市議会議員	島田 千寿
賛成者	中津川市議会議員	鷹見 憲三
賛成者	中津川市議会議員	鈴木 清貴
賛成者	中津川市議会議員	深谷 勲

中津川市議会委員会条例の一部を改正する条例

第1条 中津川市議会委員会条例（昭和31年中津川市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条の表総務企画委員会の項中「企画部」の次に「、定住推進部」を加える。

第2条 中津川市議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

名称	常任委員 の定数	所 管 事 務
総務企画 委員会	8人	総務部、企画部、定住推進部、消防本部、会計課、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項
文教民生 委員会	8人	健康福祉部、生活環境部、文化スポーツ部、教育委員会、総合病院中津川市民病院及び国民健康保険坂下病院の所管に属する事項
産業建設 委員会	8人	産業振興部、基盤整備部、水道部及び農業委員会の所管に属する事項

附 則

この条例中第1条の規定は平成23年4月1日から、第2条の規定は同年4月30日から施行する。